団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

<table>
<tr><td>団体/会社名</td><td colspan="3">NPO 法人環境カウンセラー全国連合会</td></tr>
<tr><td>代表者</td><td>上 田　隆 一</td><td>担当者</td><td>土　田　茂　通</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3">〒167-0051　東京都杉並区荻窪 5-15-7 白凰ビル 202 号
TEL:　03－3392－0325　FAX:03－3392－0325
Ｅ-mail:　ecu@canvas.ocn.ne.jp</td></tr>
<tr><td>設立の経緯／沿　革</td><td colspan="3">平成 8 年の環境カウンセラー登録制度発足以来、環境カウンセラーは地域社会の環境保全の実践活動に取り組んできた。平成１３年９月に全国の環境カウンセラー協（議）会の連合会として設立し、「専門家集団の輪」を全国規模に広げ、能力を有機的に発揮して各種事業に取組み、特に環境教育・環境学習の人材教育について着実な成果を上げてきた。平成１５年１０月に NPO 法人となり、市民部門においては環境教育の推進、事業者部門においては環境経営及び企業の社会的責任の推進に向けた相談・指導の活動を展開している。</td></tr>
<tr><td>団体の目的／事業概要</td><td colspan="3">目的は、環境カウンセラーを中心とした団体を連合し、次世代を担うこどもたち並びに多くに市民及び事業所等に対し、環境保全思想の普及活動を行うこと。その結果として多くの主体が環境保全活動に積極的に参加することにより、自然と人間が豊かに共生し、持続ある発展を目指す社会の構築に寄与することにある。
事業内容は以下の通りである。
①環境教育推進に関する事業　②自然環境保全並びに緑化推進に関する事業
③事業者の環境経営支援に関する事業　④地球温暖化防止に関する事業
⑤循環型社会構築に関する事業　⑥環境保全に関する雑誌及び書籍の出版
⑦環境保全に資する物品の開発、販売及び斡旋</td></tr>
<tr><td>活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）</td><td colspan="3">上記事業に対応した主な活動・事業実績は以下のとおりである。
①環境教育推進に関する事業
環境大臣登録人材認定事業である「環境教育指導者養成」の実施および、これに関連するセミナーを全国で開催した。各年度の開催実績は、平成１４年度５箇所、平成１５年度５箇所、平成１６年度５箇所、平成１７年度２箇所、平成１８年度９箇所、平成１９年度５箇所である。
②自然環境保全並びに緑化推進に関する事業（⑥環境保全に関する雑誌及び書籍の出版）東京商工会議所との連携事業として、エコピープルスキルアップセミナー公式テキスト「緑化エコリーダーになろう」の執筆。
③事業者の環境経営支援に関する事業
全国で、エコアクション 21 コンサルティングおよび内部監査員養成講座開催。
④地球温暖化防止に関する事業
全国34会員を網羅した、低炭素社会構築のための方策（緩和策、適応策）策定セミナーの全国開催と成果報告書の作成・公表。</td></tr>
<tr><td>ホームページ</td><td colspan="3">http://www.npogunma.net/ecu/</td></tr>
<tr><td>設立年月</td><td colspan="3">平成１３年９月　　＊認証年月日（法人団体のみ）平成１５年１０月１６日</td></tr>
<tr><td>資本金/基本財産（企業・財団）</td><td>円</td><td>活動事業費／売上高（H20）</td><td>3,973,558円</td></tr>
<tr><td>組　織</td><td colspan="3">スタッフ／職員数　３０名（内 専従　　０　名）
個人会員　　０　名 ｜ 法人会員　　３４名 ｜ その他会員（賛助会員等）　　５　名</td></tr>
</table>

提 言

政策のテーマ　エコアクション２１システムの活用によるCO_2削減量取引制度の導入

団体名：NPO 法人環境カウンセラー全国連合会 担当者名：　土　田　茂　通

■政策の分野
・温暖化防止に関する中小規模事業者対象の制度・仕組み
・中小規模事業者の自主的な行動でCO_2削減の推進
■政策の手段
・中小規模事業者対象にCO_2削減量取引制度の導入
・エコアクション２１を活用による中小規模事業者のCO_2排出量削減の支援・助言

■キーワード	CO_2削減量取引	エコアクション２１	中小規模事業者	ビジネスモデル	

①　政策の目的

中小規模事業者によるCO_2削減活動を「ビジネスモデル化」するために、中小規模事業者を中心に現在展開している「エコアクション２１（EA21 と称する）システム」を活用してCO_2削減を推進することを目的としている。本提言は今後の「国内排出量取引制度」に関して中小規模事業者が基本的に抱いている疑義を解消することになり、「国内排出量取引制度」の導入がスムーズに行われ、中小規模事業者のCO_2削減活動を推進させることにある。

②　背景および現状の問題点

環境カウンセラーは中小規模事業者対象に EA21 導入推進のために啓発活動を行っている。その際に、中小規模事業者が基本的に疑問を抱いている事項に直面している。特に、2013 年以降の国際的な低炭素活動を通じた温室効果ガス削減の成果を確実にするための施策「国内排出量取引制度」に対し、中小規模事業者が基本的に抱いている疑義を解消する必要がある。中小規模事業者は

１、「排出権」或いは「排出量」の取引という考え方に、深い疑義を抱いている。本来、CO_2 排出に「権利」があることが理解しがたいこと、及び「排出した量」を取引することに同意できない考え方が存在すること。
２、我が国の「2020 年までに 1990 年比 25%の温室効果ガス排出削減」に挑戦する意思があっても、1990 年の基礎データを持ち合わせていない中小規模事業者が大半であること。
３、中小規模事業者と大企業との間にある「温室効果ガスの排出抑制」に対する、基本的な責任の所在に関する疑念を強く抱いている事実があること。それは、1992 年以降の「共通だが差異ある責任；Common but Differentiated　Responsibility」という国際概念と類似と考えられる。

③政策の概要

１、21世紀環境立国戦略　戦略８の環境立国を支える仕組みづくり「エコアクション２１を活用し、業種特性に対応しつつ中小企業における環境管理を促進する」に対応する具体的提案を提言するものである。
２、国の方策として、現在排出量取引や排出権取引と称する仕組みを導入検討中であるが、本提言は中小規模事業者対象に対して、「排出量取引とか排出権取引」の概念でなく、「削減量取引」の概念に変えた仕組みを取り入れることを提言するものである。
３、本提言は、マーケットに受け入れられる各種のCO_2削減により（省エネルギー、新エネルギー、再生エネルギーなど）得たCO_2削減量のデータを売買する「ビジネスモデル」の基盤を構築することにある。それは、中小規模事業者自身によるCO_2削減目標値、削減活動、目標を超えたCO_2削減量をマーケットに乗せられるように、主としてＥＡ２１に参加している中小規模事業者がグループを作って、中小企業の主体的・自主的活動の結果得た目標値を超えたCO_2削減量を大企業等に購入して貰う仕組みを構築することにある。

４、先ず、中小規模事業者は数年かけて「低炭素活動」を重ねた上で、自ら“キャップ；削減目標値”を設定して、その目標値を超えて削減できた量をビジネスにつなげるという、中小規模事業者の主体的･自主的な活動を進める。
５、本提言の導入にはＥＡ２１普及活動を展開しながら、中小規模事業者が主体的に取組むために①総合的省エネ環境保全の取組、②CO_2削減量取引制度への参入、③持続的な環境経営の取組みを、ＥＡ２１事務局、環境カウンセラー等が継続して支援・助言する必要がある。
６、本提言の「ビジネスモデル」には中小規模事業者にとって高い４つのハードルが存在する。すなわち、①中小規模事業者のグループ化（ＥＡ２１地域事務局グループ、自治体イニシアティブグループ、サプライチェングループなど)、②協同事業者（購入してくれる大企業）の選定、③CO_2排出量削減計画の審査、④最終的なCO_2排出削減量の判定である。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

１、「国内排出量取引制度」の導入時に、一部門として中小規模事業者向けの「CO_2排出量取引市場」が組み込まれる。
２、中小規模事業者は上記の「CO_2削減量取引市場」に上場する。
３、中小規模事業者は主体的・自主的活動の結果得たCO_2削減量を「CO_2削減量取引市場」を通じて販売する。
４、買い手は、国・自治体・大企業・電力会社等であり、「CO_2削減量取引市場」より必要なCO_2量を購入する。CO_2の取引価格は市場の相場により確定される。
５、中小規模事業者自身による削減目標値、削減活動、目標を超えた削減量をマーケットに乗せられるように注力する。
６、CO_2削減量取引制度は中小規模事業者をCO_2削減に注力させるモチベーションとなる。
７、売り手の中小規模事業者のメリットは、①目標値を越えたCO_2削減量の販売、②CO_2排出量にかかる環境税・炭素税(数年後の実現を仮定)はCO_2排出削減に伴い節税となる。
８、中小規模事業者は、CO_2削減を努力することにより、使用する電気量・ガス量・各種燃料油等削減に繋がり、コスト低減に寄与する。

本提言をフローチャートに示すと：

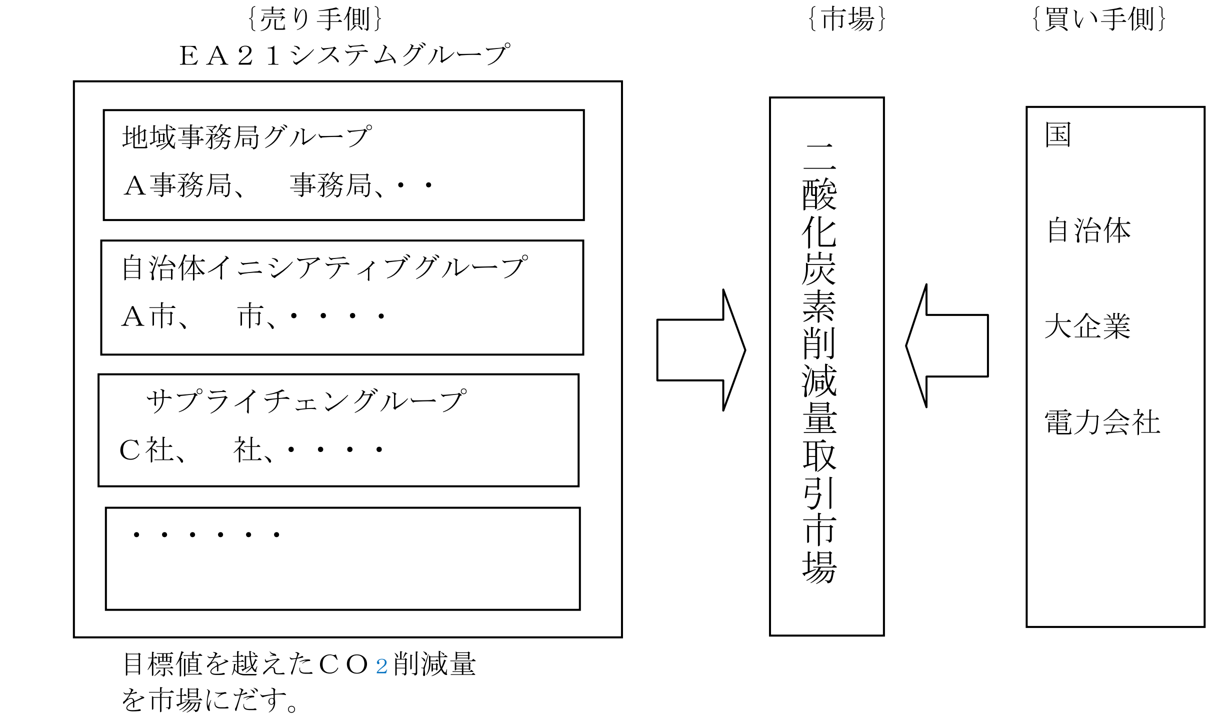

⑤ 施策の実施主体（提携・協力主体があれ　お書きください）

実施主体：環境省、経　　業省、

協力主体：ＥＡ２１事務局、　　Ｏ法人環境カウンセラー全国連合会

⑥ 政策の実施により　　される効果（具体的にお書きください）

１、本提言が実現すれ　、中小規模事業者のＥＡ２１普及が進み、$\mathrm{CO_2}$削減量を取引するメリットが生じるために中小規模事業者の省エネルギー活動が活性化される。

２、政策の概要で記載した①総合的省エネ環境保全の取組、②$\mathrm{CO_2}$削減量取引の参入、③持続的な環境経営の取組みの展開の事　を下記に示す。この「$\mathrm{CO_2}$削減量取引制度」を　　にして中小規模事業者の省エネルギー・環境保全が　　に進むことが　　される。　し、この推進には行政等の助成策が必要なる。

中小事業者規模事業者	環境カウンセラーの支援・助言活動
一　総合的省エネルギー環境保全の取組	一　環境保全活動支援
１）省エネルギー・３Ｒの取り組み	１）省エネ策の支援活動・助言
２）化学物　管理・　使用量削減	２）３　手法の支援･助言
３）グリーン購入・　　・自然と共生	３）グリーン購入等支援･助言
二　$\mathrm{CO_2}$削減量と取引制度へ参入	二　$\mathrm{CO_2}$削減量取引
１）$\mathrm{CO_2}$削減量データの確保	１）目標設定の支援・助言
２）$\mathrm{CO_2}$削減目標値の設定と削減量の	２）削減量の　　、データ検証
	３）削減量の取引支援・助言
持続的な環境経営による取組みの普及・　大	EMS 構築　　用、省エネ　　・設　の導入
１）EMS の構築･　用･　持（EA21）	１）EA21 導入支援
２）省エネルギー関連新　　・設　導入	２）ESCO 的事業導入支援・助言

足：　一　は2010　2012、　二　は2010　2013、　　　は2013　を目　としている

⑦ **その他・特記事項**